

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

2017年JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）

[公示No.2016-066]

*年号の修正については省略

I 第1編 レース車両規定：

第1章 車両の分類

1. 第2条「国際競技車両」の「部門Ⅰ」に以下を追加する。
グループE-Ⅰ：フリーフォーミュラレーシングカー
2. 第2条「国際競技車両」の「部門Ⅱ」を以下の通り改める。
(略)
グループE-Ⅱ：フリーフォーミュラレーシングカー

第2章 レース車両の排気音量規制 改正なし。

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定 改正なし。

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 改正なし。

第5章 量産ツーリングカー（N1） 改正なし。

第6章 特殊ツーリングカー（N2） 改正なし。

第7章 グランドツーリングカー-300 第1節 グランドツーリングカー-300（JAF-GT300）

1. 第3条3.3.7) 10) を以下の通り改める。
以下を満たすスキッドブロック及びスペーサーを前後それぞれ1つずつ装着しなければならない。
(1) スキッドブロックおよびスペーサー
＜スキッドブロック＞
 - ① 比重は1.3～1.45の間とする。
 - ② 寸法は、長さ（車両前後方向）300mm、公差±2mm、幅（車両左右方向）は200mm、公差±2mm。
 - ③ 厚さは10mmで公差は±2mm。
 - ④ 新しい場合は一定の厚さであること。
 - ⑤ 最少30度の角度で外縁の加工が認められる。
 - ⑥ M8サイズ以上のボルトを用いて、1枚当たり最低4か所でスペーサーに締結され、スペーサー、スキッドブロック、フラットボトム面の間に、かつ各々の構成の間に空気を通さぬよう、車両前後方向中心線に対して左右対称に取り付けること。
 - ⑦ スキッドブロックの使用後の適合性を確認するために、図7-7に示す位置に直径50mm（±2mm）の2つの穴を各々のスキッドブロックに開けなければならない。測定はスキッドブロックに開けら

れた穴の周囲のみで行われ、すべての穴において、その円周上1箇所でも8mm以上の厚さを有していること。

＜スペーサー＞

- ⑧ 最小厚さ5mmを有し、最少30度の範囲で外縁の加工が認められる。なお前部スキッドブロックの前端から前車輪軸中心までの間、後部スキッドブロックの前端から前方に200mmの間で延長が認められる。延長した場合の形状は自由であるが、路面等に接触した場合でも脱落しない取付でなければならない。
- ⑨ スペーサーは均一の幅で前後のスキッドブロック間を最大3分割までの範囲で繋げることが認められる。分割にて取り付ける場合、各々の隙間は2mm以下でなければならない。また、スキッドブロック間で下面視で見える面は平面でなければならない。すなわち、いかなる空力的形状も有してはならない。

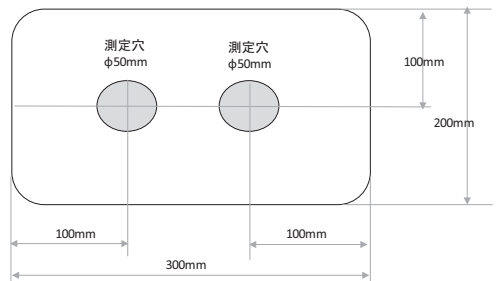


図7-7 スキッドブロック各寸法

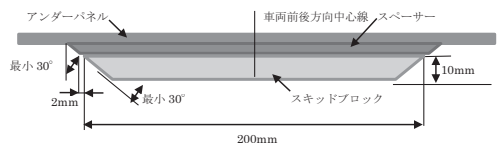


図7-8 スキッドブロックおよびスペーサー詳細寸法

(2) スキッドブロックの取り付け位置

- ⑩ スキッドブロックは下記位置に取り付けられなければならない。
 - ・フロントスキッドブロックは、その前端が前車輪軸から後方500mm（公差+0mm、-5mm）で、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致（公差±2mm）してなければならない。
 - ・リアスキッドブロックは、その後端が後車輪軸と一致（公差+5mm、-0mm）して、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心

線が一致（公差±2mm）してなければならない。

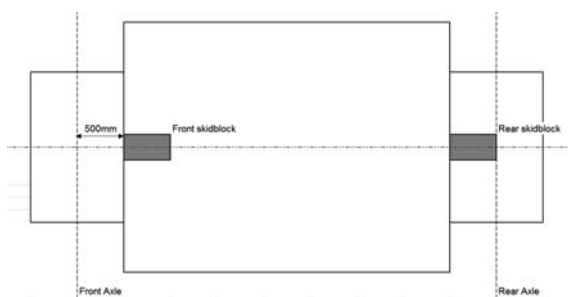


図7-9 スキッドブロック取り付け位置

2. 別表2「最低重量とエアリストラクター」を以下の通り改める。

気筒容積区分 (cc)	数	最低重量区分 (kg)		
		1,100	1,150	1,200
≤2,000cc		装着免除		
2,000cc< ≤2,500cc	1	42.90	43.77	44.66
	2	30.33	30.95	31.58
2,500cc< ≤3,000cc	1	41.43	42.28	43.13
	2	29.30	29.90	30.50
3,000cc< ≤3,500cc	1	40.49	41.31	42.15
	2	28.63	29.21	29.80
3,500cc< ≤4,000cc	1	39.86	40.67	41.50
	2	28.19	28.76	29.34
4,000cc< ≤4,500cc	1	39.45	40.25	41.06
	2	27.90	28.46	29.03
4,500cc< ≤5,000cc	1	39.03	39.82	40.63
	2	27.60	28.16	28.73
5,000cc< ≤5,500cc	1	38.71	39.50	40.30
	2	27.37	27.93	28.50
5,500cc<	1	38.30	39.07	39.87
	2	27.08	27.63	28.19

* 過給装置付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが適用される。

第2節 グランドツーリングカー300マザーシャシー (JAF-G T300M C)

1. 第3条3.3.5.1) 「車体 (モノコック構造体)」を以下の通り改める。

車室部分はJAFによって認められたモノコックおよびロールケージの使用が義務付けられる。

モノコックは、JAFが認めた場合に限り、加工が認められる。

ロールケージに対する加工は一切認められない。

2. 第3条3.3.7) 7) を以下の通り改める。

以下を満たすスキッドブロック及びスペーサーを前後それぞれ1つずつ装着しなければならない。

(1) スキッドブロックおよびスペーサー

<スキッドブロック>

①比重は1.3~1.45の間とする。

②寸法は、長さ (車両前後方向) 300mm、公差±2mm、幅 (車両左右方向) は200mm、公差±2mm。

③厚さは10mmで公差は±2mm。

④新しい場合は一定の厚さであること。

⑤最少30度の角度で外縁の加工が認められる。

⑥M8サイズ以上のボルトを用いて、1枚当たり最低4か所ですペーサーに締結され、スペーサー、スキッドブロック、フラットボトム面の間に、かつ各々の構成の間に空気を通さぬよう、車両前後方向中心線に対して左右対称に取り付けること。

⑦スキッドブロックの使用後の適合性を確認するために、

図6に示される位置に直径50mm (±2mm) の2つの穴を各々のスキッドブロックに開けなければならない。測定はスキッドブロックに開けられた穴の周囲のみで行われ、すべての穴において、その円周上1箇所でも8mm以上の厚さを有していること。

<スペーサー>

⑧最小厚さ5mmを有し、最少30度の範囲で外縁の加工が認められる。なお前部スキッドブロックの前端から前車輪軸中心までの間、後部スキッドブロックの前端から前方に200mmの間で延長が認められる。延長した場合の形状は自由であるが、路面等に接触した場合でも脱落しない取付でなければならない。

⑨スペーサーは均一の幅で前後のスキッドブロック間を最大3分割までの範囲で繋げることが認められる。分割にて取り付ける場合、各々の隙間は2mm以下でなければならない。また、スキッドブロック間で下面視で見える面は平面でなければならず、いかなる空力的形状も有してはならない。

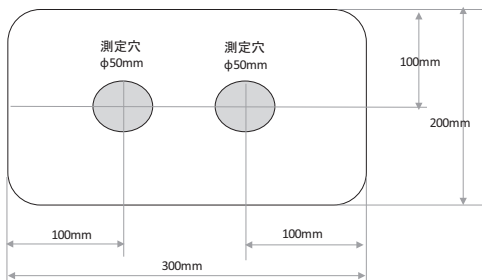


図6 スキッドブロック寸法

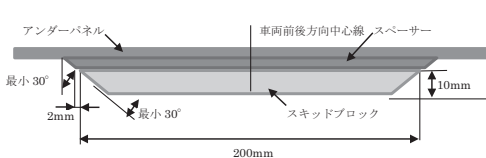


図7 スキッドブロックおよびスペーサー詳細寸法

(2) スキッドブロックの取り付け位置

⑩スキッドブロックは下記位置に取り付けられなければならない。

・フロントスキッドブロックは、その前端が前車輪軸から後方500mm (公差+0mm、-5mm) で、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致 (公差±2mm) してなければならない。

・リアスキッドブロックは、その後端が後車輪軸と一致 (公差+5mm、-0mm) して、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致 (公差±2mm) してなければならない。

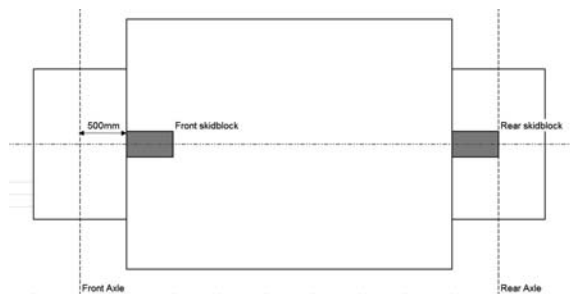


図8 スキッドブロック取り付け位置

3. 第5条5.7) 「排気系統」を以下の通り改める。

JAFによって認められたエキゾーストシステムの使用

が義務付けられる。すべての排気ガスが通過する、少なくとも1つの触媒装置が設置されなければならない。触媒装置はJAFに申請し承認されなければならない。当該触媒装置を使用して初めて参加する競技会の2か月前までに申請しなければならない。

いかなる可変排気装置も禁止される。

側方排気車両の排気管の高さは次の通り：

- 1) 最低高：排気口の最低点は最低地上高を確保しなければならない。
- 2) 最大高：排気口の最高点はフラットボトム底面から300mm上方を通過する平行面より高くなってはならない。

4. 第5条5.8)を以下の通り追加する。

5. 8) エンジンコントロールユニット (ECU)

JAFによって認められたエンジンコントロールユニット (ECU) の使用が義務付けられる。

5. 第9条9.8) 「ステアリング」を以下の通り改める。

ステアリングホイールと操向装置 (ステアリングギアボックス、リンク) と操向車輪とは、唯一機械的に連結されていなければならない。

JAFによって認められたステアリングギアボックス、パワーステアリング (EPS)、パワーステアリングコントロールユニット (EPS ECU) の使用が義務付けられる。

ステアリングホイールの形状は自由。クイックリリースシステムを備えていなければならない。その方式はステアリングコラム上に配置された同心円状のフランジを引く方法によるものでなければならない。

衝撃吸収装置付きステアリングコラムの設置を推奨する。

6. 別表2「最低重量とエアリストラクター」を以下の通り改める。

気筒容積区分 (cc)	数	最低重量区分 (kg)		
		1,100	1,150	1,200
≤2,000cc		装着免除		
2,000cc< ≤2,500cc	1	42.90	43.77	44.66
	2	30.33	30.95	31.58
2,500cc< ≤3,000cc	1	41.43	42.28	43.13
	2	29.30	29.90	30.50
3,000cc< ≤3,500cc	1	40.49	41.31	42.15
	2	28.63	29.21	29.80
3,500cc< ≤4,000cc	1	39.86	40.67	41.50
	2	28.19	28.76	29.34
4,000cc< ≤4,500cc	1	39.45	40.25	41.06
	2	27.90	28.46	29.03
4,500cc< ≤5,000cc	1	39.03	39.82	40.63
	2	27.60	28.16	28.73
5,000cc< ≤5,500cc	1	38.71	39.50	40.30
	2	27.37	27.93	28.50
5,500cc<	1	38.30	39.07	39.87
	2	27.08	27.63	28.19

* 過給装置付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが適用される。

第8章 グランドツーリングカー500 (JAF-GT500)

1. 第3条3.1.3)を以下の通り改める。

フロントスプリッターを含む車両の全長は最大で4,725mmとする。

(リアウィングおよびリアウィングサポートは含まれない。)

2. 第3条3.2.2) 「その他のウィンドウ」を以下の通り改める。

1) 取り付け位置、形状に変更がなければ車室内を透視することができるポリカーボネイトに交換してもよい。

なお、リアウィンドウおよびリアクォーターウィンド

ウは不透明な複合材料に変更されることも認められるが、当初のウィンドウの形状が明確に判別できなければならない。

ただし、ポリカーボネイトを用いる場合、板厚はサイドウィンドウで2.8mm以上、リアウィンドウで3.8mm以上の厚さを有しなければならない。

複合材料の場合、板厚は0.4mm以上、3mm以下の厚さを有しなければならない。

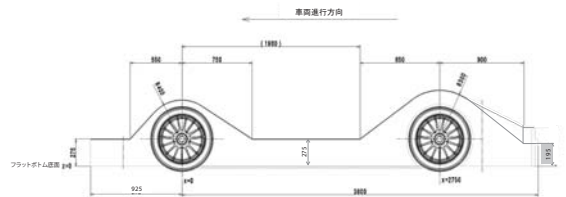
2) ~ 3) (略)

4) サイドウィンドウに色付きガラスまたはウィンドウフィルムを使用する場合、5m離れた位置から車室内のドライバーを目視できなければならない。

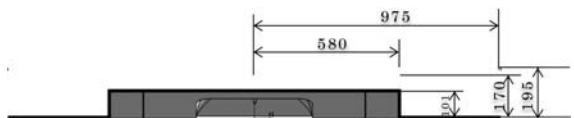
5) リアウィンドウに以下条件で穴を開けることが許される。

i) ~ ii) (略)

3. 第3条3.3.1) 「デザインライン」の第8-2図ならびに第8-2a図を以下の通り改める。



第8-2図デザインライン・側面図



第8-2a図デザインライン・後面図

4. 第3条3.3.8.3) 「後部隔壁」を以下の通り改める。

側面視で運転席の座席後方に位置し、車室を完全に隔離する隔壁が設置されなければならない。

後部隔壁 (バルクヘッド、3.3.6.1) 2) の開口部の接続構造、または当初から存在する開口部を塞ぐ素材の形状と材質

形状：自由。

材質：堅固で防火性に富んだ材質により構成されていなければならない。

5. 第3条3.4.2.2) 5) を以下の通り改める。

幅は最大1,900mm (支持体と翼端板を含む。)

6. 第8条8.1) 「駆動方式」から以下を削除する。

「運動エネルギー回収システムに関する付則」に従いJAFに申請し承認を受けた運動エネルギー回収システムの使用が認められる。

7. 第9条9.8) 「ステアリング」を以下の通り改める。

ステアリングホイールと操向装置 (ステアリングギアボックス、リンク) と操向車輪とは、唯一機械的に連結されていなければならない。

ステアリングギアボックスおよびステアリング・コラムシャフトは、JAFの指定するものを使用しなければならない。

8. 第10条10.3) 「ブレーキの冷却」から以下の下線部を削除する。

空気による冷却および水噴射による冷却以外、いかなる物質の噴射、噴霧による方法も禁止される。

(略)

第9章 競技専用車両(ナショナルフォーミュラ)に関する定義 改正なし。

第10章 スーパーFJ (S-FJ)

1. 第4条4.3) 「最大容積」を以下の通り改める。
1,500ccを含み1,500ccまでとする。
2. 第4条4.12) 「潤滑系統」を以下の通り改める。(標題と条文の変更)
 4. 12) 点火プラグ
自由。
3. 第4条から以下を削除する。(以下条文番号を繰り上げ)
 4. 17) バルブスプリング
いかなる他のものとも交換が許される。ただし、製造者の定めた数を変更してはならず、当初の取り付け部を変更することなく取り付けられること。バルブスプリング調整用のスプリングシートの取り付けは許される。
 4. 18) シリンダーブロック
ボーリング、ホーニングの加工のみ許される。
 4. 19) シリンダーヘッド
面削は平面研磨に限り1mmまで許される。
 4. 20) 調整・仕上げ
クランクシャフト、ピストン、ピストンピンのバランス取りのみ許される。
4. 第11条11.7) 「ヘッドレスト・サイドパッド」から以下の下線部を削除する。
(略)
衝撃吸収材は、FIAが指定したCONFOR Form CF45 (Blue)、またはそれと同等の性能を有するとJAFが認めた材質でなければならない。
(略)

第11章 フォーミュラ4 (F4)

改正なし

第12章 スーパーフォーミュラ (SF)

1. 第1条1.4) 「適合車両」を以下の通り改める。
 1. 4. 1) 本規定の以下の条項に合致した車両で、JAFが認めたスーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者から供給される車両。
 1. 4. 2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が指定した改造以外にいかなる改造も許されない。
 1. 4. 3) シャシーの一部として取替えが可能な部品は、本規則で個別に認められているものを除き、すべてスーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が供給するものに限られる。
2. 第2条2.4) 「全幅」を以下の通り改める。
車体の全幅は、操舵される車輪を直進方向に向け、タイヤを除いて計測され1,910mmを超えてはならない。
3. 第3条3.1) 「最低重量」を以下の通り改める。
車両重量は660kg未満であってはならない。
4. 第11条11.2.2) を以下の通り改める。
コンプリートホイールの幅と直径の測定は、1.4barに膨張させた新しいタイヤを装着し、ホイールを垂直位置に保った状態で車軸の高さで水平に行われる。

第13章 リブレ (その他の車両) (NE)

改正なし。

II 第2編 ラリー車両規定:

1. 第1章第2条2.1) 「ラリーRR車両 (RR車両)」を以下の通り改める。
FIAによりグループR (R1~R3) として公認された車両 (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む) で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。

2. 第1章第7条「最低重量」の7.4) を以下の通り改める。
RPN車両、RF車両およびAE車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値 (小数点以下切り捨て) を減じ、これに安全装備 (ロールケージ等) の重量として35kgを加えた値とする。ただし、本章第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000cc以下のRF車両については、上記35kgを加えない値とする。
同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付と過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。
3. 第2章第4条4.2.4) ③以下を追加する。
(略)
特殊な場合:
非鋼鉄製のボディシェル/シャシーの場合、ケージとボディシェル/シャシーとの溶接は一切禁止され、ボディシェル/シャシー上に補強板を接着することのみ許される。
4. 第2章第6条「けん引用穴あきブラケット」を以下の通り改める。
車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。また、これらは明確に視認でき、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
金属製のけん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。
 - ①材質は、スチール製でなければならない。
 - ②最小内径: 50mm
 - ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
 - ④板製の場合、最小断面積 (取り付け部分も含む) :
1 cm²
 - ⑤丸棒の場合、最小直径: φ10以上。
 なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式も許される。

III 第3編 スピード車両規定:

1. 第1章の第5条「改造の定義」と第6条「車両の改造」を統合して以下の通り改める。(以下条文番号を繰り下げ)
 - 第5条 車両の改造
本条5.1) ~5.5) に基づく第2章~第8章および第10章の一般改造規定に従った作業。
なお、第2章~第7章および第10章における当該車両について分解整備 (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号) 第3条で定めるものをいう。) をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。
 - 5.1) 修正加工 (略)
 - 5.2) 交換 (略)
 - 5.3) 追加 (略)
 - 5.4) 変更 (略)
 - 5.5) 調整 (略)
2. 第2章「スピードP車両規定」第1条「安全規定」1.3)
 - 7) 「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。
(略)
⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。
3. 第3章「スピードPN車両規定」第1条「安全規定」1.3)
 - 7) 「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

4. 第4章「スピードN車両規定」第1条「安全規定」1.4)
7) 「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

5. 第5章「スピードSA車両規定」第1条「安全規定」1.4)
7) 「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

④非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

6. 第10章「スピードAE車両規定」第1条「安全規定」1.3)
7) 「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

IV 第4編 付則：

S-FJ車両規定の競技会用実施細則

1. 1. 「エンジン」(1) 「エンジンおよび補機の改造限度」の以下の下線部を削除する。

エンジンおよび補機については次の各項目以外の改造、加工、修正を禁止する。

①シリンダーブロック：

シリンダーブロックは、ボーリング、ホーニング加工の

み許される。

ボーリングは、0.25mmまで許される。

②シリンダーヘッド：

シリンダーヘッドの平面研磨は1mmまで許される。

③フロントカバー：

シリンダーヘッドの平面研磨による段差の修正、および取り付け穴の加工は許される。

④カムタイミングブリー：

カムタイミングブリーの加工は許される。

⑤ピストン、ピストンピン、ピストンリング：

基本的にバランス取り以外の加工は禁止とし、1個以上未加工品があること。

ただし、ピストントップについては、ヘッド面研によって生じるピストントップとヘッドおよびピストンとバルブの干渉を避けるためのピストントップのみの追加加工は4気筒共に許される。

⑥コンロッド：

バランス取り以外の加工は禁止。1個以上未加工品であること。

⑦クランクシャフト：

バランス取り以外の加工は禁止。

⑧バルブシート：

修正研磨は許される。また、シートリングとポートの段付修正はポート側、シートリング側ともに接合面から5mmまでの範囲で加工が許される。

⑨オイルパン：

バッフル加工およびオイル戻し加工、油温計の取り付け加工は許される。

以上

2017年 日本レース選手権規定

[公示No.2016-067]

※下線部 改正箇所

第1章 総 則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2017年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第3条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権（以下「SF」という。）

ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 2) 全日本フォーミュラ3選手権（以下「F3」という。）
- ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、次の4部門で構成される。1)、3)および4)は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による

地域別にドライバーに選手権を与える。2)は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4地方選手権（以下「F4」という。）
- 2) FIAフォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）
- 3) スーパーFJ地方選手権（以下「S-FJ」という。）
- 4) ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1ヒートの距離		合 計
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	F3	65km	100km	65km	75km	150km
	F4	30km	100km	45km	75km	150km
地 方選手権	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	-	-	-
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	ツーリングカー	30km	100km	-	-	-

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レ

ースがスタートする前に当初のレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、F I A - F 4は、7回以上開催されなければ成立しない。

2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。

1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。

2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。

3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2) および3) の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
- 2) 国内競技規則およびその付則
- 3) 本選手権規定
- 4) 競技会特別規則

2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
- 2) 全日本フォーミュラ3選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。

2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJAFが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。

3. JAFは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。

なお、F I A - F 4については、F I Aライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離(周回数)
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式に

より当該レースの組織許可申請書をJAFに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権(国際格式) : 開催日の4ヶ月前
- 2) 「 」(国内格式) : 開催日の3ヶ月前
- 3) 地方選手権 : 開催日の2ヶ月前

第10条 日本レース選手権の公示

JAFは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヶ月前までに、その理由を付してJAFに届け出を行い承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。

2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

JAFは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. JAFは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することができる。

2. JAFは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることができる。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、JAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. S F
国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。
2. F 3
国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2015年~2016年のG P 2、S FまたはFormula Renault 3.5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4：

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4(F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. FIA-F4：

当該年のFIA国際競技規則付則J項に定めるFIA-F4とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. S-FJ：

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ(S-FJ)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
4. ツーリングカー：

オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

 - 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
 - 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
 - 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
 - 4) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2014年～2016年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2014年～2016年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
4. ツーリングカー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)
- ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表 (F4、S-FJ、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8位	9位	10位				
	3点	2点	1点				

● 得点基準表 (FIA-F4)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点
	8位	9位	10位				
	4点	2点	1点				

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F4およびS-FJ：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%(小数点以下四捨五入)とする。
 - 2) FIA-F4：

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。
 - 3) ツーリングカー：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%(小数点以下四捨五入)とする。

ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。
5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
 - 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行

本規則は、2017年1月1日より施行する。

以上

※下線部 改正箇所

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2017年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。認定を受けようとするオーガナイザーは、カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。

※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。

2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立

全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。

2. 選手権競技会の成立

全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。

なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。

3. 選手権シリーズの成立

全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
- 2) 国内競技規則およびその付則

- 3) 本選手権規定

- 4) 競技会特別規則

2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、JAFが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。

1. RR：
ラリーRR車両。
2. RN：
ラリーRN車両。
3. RJ：
ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。
4. RPN：
ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。
5. AE：
ラリーAE車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のRPNおよびAE（気筒容積別区分なし）。
クラス2 (JN-2)	気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動のRPN。
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500cc以下の2輪駆動のRN、RJ。
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ。
クラス5 (JN-5)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRN、RJ、およびRR（気筒容積別区分なし）。
クラス6 (JN-6)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRN、RJ。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	ターマック	グラベル
50km~100km未満	1.0	1.2
100km~150km未満	1.2	1.5
150km以上	1.5	2.0

なお、第6条3.により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) デイ別得点

選手権として成立した各競技の各デイにおける第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、デイ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2)の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合には高得点順に7戦を、7戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。

2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。

3) 上記2)において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

(1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。

(2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
3. 第7条参加車両2. 2)による年次制限を設定すること。

第13条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分
2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：
次の1)~3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)~3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1.の全日本選手権と同一クラス区分とする。
1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とする。
2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第14条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

- JAF北海道ラリー選手権 : 北海道
- JAF東日本ラリー選手権 : 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
- JAF中部・近畿ラリー選手権 : 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山
- JAF中四国ラリー選手権 : 岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛
- JAF九州ラリー選手権 : 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

3. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。

2) 上記1)に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAF

- Fは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。
- 3) 上記2)において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
- (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
- (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第16条 プリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずプリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、プリーフィングを実施しない場合、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付するものとする。なお、当該指示事項に追加/変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第17条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1.の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第18条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJAFに報告しなければならない。

第19条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不

能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。

2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

またJAFは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第20条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJAFが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第21条 オブザーバーの派遣

1. JAFは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2.は適用されない。

第5章 規則の施行

第22条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、JAFにおいて、その処置を決定する。

第23条 本規定の施行

本規定は、2017年1月1日から施行する。

ただし、第3条1.については2016年7月28日から施行する。
以上

JAFスポーツ資格登録規定の一部改正

[公示No.2016-069]

※下線部 改正箇所

第1章 総 則 ～ 第3章 競技許可証 略

第4章 公認審判員許可証

第8条 公認審判員 ～

第9条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会 略

第10条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要な事項を漏れなく記入してJAF各地方本部事務局あて提出するものとする。

1. 略
 2. B2級への新規申請
 - 1) 国際競技運転者許可証(A、B、C、R(Cレース除外))の所持者。ただし、コース委員に限る。
 - 2) JAF加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。
- *ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要な事項をもれなく記入の上、

写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

3. A2級への新規申請

- 1) 国際競技運転者許可証A、B、Cの所持者。ただし、コース委員に限る。
- 2) JAF公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要な事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

第11条 公認審判員許可証の上級申請 ～

第5章 エキスパート・ライセンス 第18条 略

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2016年11月1日より施行する。

以上

2017年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧

[公示No.2016-070]

2016年8月1日現在

No	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1	2/2~5	2017 FIA International Rally 2017年JAF東日本ラリー選手権第 戦 Rally of Tsumagoi (Grp. A.N)	AG.MSC北海道 JAC	国際	群馬
2	4/7~9	2017 SUPER GT Round1 岡山 GT 300KM レース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)岡山国際サーキット AC (株)GTアソシエーション	国際	岡山国際
3	4/14~16	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 鈴鹿サーキット (SF)	GSS SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
4	5/2~4	2017 SUPER GT Round2 富士 GT 500km レース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
5	5/19~21	2017 SUPER GT Round3 SUPER GT IN KYUSHU (JAF-GT, FIA-GT3)	APC (株)オートポリス (株)GTアソシエーション	国際	オートポリス
6	5/26~28	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 岡山国際サーキット (SF)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
7	6/8~11	2017 FIA International Rally 2017年JAF全日本ラリー選手権第 戦 モントレー2017 in 婦恋 (Grp. A.N.R.RJ)	AG.MSC北海道 JAC	国際	群馬
8	7/14~16	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 富士スピードウェイ (SF, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士
9	7/21~23	2017 SUPER GT Round4 300KM レース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)菅生 SSC (株)GTアソシエーション	国際	スポーツランド SUGO
10	8/4~5	FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP ソーラーカーレース鈴鹿 2017 (ソーラーカー)	(株)モビリティランド JAF	国際	鈴鹿
11	8/4~6	2017 SUPER GT Round5 富士 GT 300km レース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
12	8/18~20	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 ツインリンクもてぎ (SF)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
13	8/25~27	2017 SUPER GT Round6 第46回インターナショナルSUZUKA1000km (JAF-GT, FIA-GT3)	KSCC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
14	①9/1~3 ②9/8~10	2017 FIA世界ツーリングカー選手権 (FIA-S2000)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
15	9/8~10	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 オートポリス (SF)	APC (株)オートポリス	国際	オートポリス
16	9/15~17	2017 FIA アジアパシフィックラリー選手権 Rally Hokkaido (Grp. A.N.RJ)	AG.MSC北海道	国際	北海道
17	9/22~24	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 スポーツランドSUGO (SF)	(株)菅生 SSC	国際	スポーツランド SUGO
18	10/6~8	2017FIAフォーミュラ1 世界選手権シリーズ日本グランプリ (F1)	SMSC	国際	鈴鹿
19	①10/13-15 ②10/20-22 ③10/6-8	2017FIA世界耐久選手権シリーズ 6 hours of FUJI (LMP-1, LMP-2, GT Endurance)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士
20	11/3~5	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第16回JAF鈴鹿グランプリ (SF)	NRC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
21	11/10~12	2017 SUPER GT Round8 MOTEGI GT GRAND FINAL (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)モビリティランド M.O.S.C. (株)GTアソシエーション	国際	ツインリンク もてぎ
22	12/1~3	2017-18 Asian Le Mans Series (LMP2, LMP3, GTE, NE)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士

「競技会名称」欄に記載されている（ ）内の記号は、競技車両を指します。

2017年全日本ジムカーナ選手権カレンダー一覽

[公示No.2016-071]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月25日~3月26日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦	チームシェイクダウン (株)モビリティランド	ツインリンクもてぎ 南コース	C
2	4月22日~4月23日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 オールジャパンジムカーナ イン エビス	奥州ビクトリーサークルクラブ	エビスサーキット 西コース	B
3	5月20日~5月21日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪 まほろば決戦	モータリストクラブ レイジーダブリュエス	名阪スポーツランド Cコース	E
4	6月17日~6月18日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 2017年JMRC北海道ジムカーナシリーズEXラウンド オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブコクビット AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランド スナガワジムカーナコース	A
5	7月15日~7月16日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 スーパースラローム IN 久万高原	チーム.エトワール 瀬戸風モーターススポーツクラブ愛媛 ドライバースクラブルーキー	美川スポーツランド	G
6	8月20日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦 全日本ジムカーナ かむぼく to TAMADA 広島復興祈念	チームフルハウス	スポーツランド TAMADA	F
7	9月9日~9月10日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 とびうめジムカーナフェスティバル in 九州	エーアールシーとびうめ ラリーチームクロスロード	スピードパーク恋の浦	H
8	9月30日~10月1日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 NRC鈴鹿 BIG ジムカーナ	名古屋レーシングクラブ	鈴鹿サーキット 国際南コース	D

以上

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ

[公示No.2016-072]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月4日~11月5日	2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中国	チームオレンジオブ岡山 チェリッシュモーターススポーツクラブ チームフォーチュン	備北サーキット	F

以上

2017年全日本ダートトライアル選手権カレンダー一覽

[公示No.2016-073]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月18日~3月19日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第1戦 DIRT-TRIAL in NASU	フォレストスポーツクラブ モーターススポーツクラブうめぐみ	丸和オートランド那須	C
2	4月15日~4月16日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第2戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モータースポーツクラブプラスカル 福岡モーターススポーツクラブ ラリークラブオオイタ	スピードパーク恋の浦	H
3	5月6日~5月7日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦 2017年東北ダートトライアル IN KIRIYANAI	モーターススポーツクラブあきた	サーキットパーク切谷内	B
4	6月3日~6月4日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦 北海道ダートスペシャル in スナガワ	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ダートトライアルコース	A
5	7月8日~7月9日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第5戦 NOZAWA ダートトライアル	ラリーチーム.ロードナイト ラリーチームはと車	モーターランド野沢	C
6	7月29日~7月30日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第6戦 ダートスプリント in 門前	スリーアール	輪島市 門前モーターススポーツ公園	D
7	9月2日~9月3日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第7戦 スーパードライアル in 今庄	チームシャレット エフオートスポーツクラブ 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄	D
8	10月7日~10月8日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第8戦 NANO TOPカップ ダートトライアル IN タカタ	カークラブ錦 チームテスタスポーツ	テクニクステージ タカタ	F

以上

2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル

[公示No.2016-074]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月11日~11月12日	2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル JMRC全国オールスターダートトライアル in 近畿	チームフリート	コスモスパーク	E

以上

FIA公認用品の再公認手順について： “RE-HOMOLOGATION PROCESS - clarification note (再公認手順－解説)” [公示No.2016－075]

F I Aから用品の再公認に関しまして、下記の通り発表されましたので、原文（英文）と翻訳文を公示いたします。

F I A公認の用品申請をされている、もしくは今後検討されている団体におかれましては留意してください。

原文（英文）

RE-HOMOLOGATION PROCESS - clarification note

1. Foreword

The homologation of a manufacturer's product requires the manufacturer to undertake not to modify the design, materials and fundamental method of production of the homologated product. However, over the years, manufacturers often suffer changes in organization, production process and material suppliers that could potentially alter the products. It is necessary that the manufacturers define internal quality controls in order to ensure that the homologated products stability is guaranteed. For this reason, in 2012 it was decided that a homologation would be valid only for five years and that after that, manufacturers would need to re-submit the homologation for assessment and obtain a re-homologation if they meet the criteria established.

2. Implementation

In order to explain the time frame related to the re-homologation process, sections 2.1 and 2.2 exemplify the application period of products approved before and after 01.01.2013.

2.1 Homologations approved before 01.01.2013

Homologations approved before 01.01.2013 that are not granted a re-homologation will expire in 2017. Manufacturers will not be authorized to manufacture the products after the expiration date unless they are granted a re-homologation. The homologations will expire in the same calendar month that the original homologation was approved.

- Example 1 homologation approved in November 2008: expiration date 30.11.2017
- Example 2 homologation approved in June 2012: expiration date 30.06.2017
- Example 3 homologation approved in May 2011: expiration date 31.05.2017

The re-homologation shall be approved before the expiration date.

In order to get a product re-homologated the ASN shall send the FIA a re-homologation application template on behalf of the manufacturer together with a complete dossier with the information requested. An explanation of the information that is necessary to provide is included in section 5.1.

The FIA will start admitting re-homologation requests six months before the expiration date. The FIA strongly recommends submitting the re-homologation requests as soon as it is possible to do so, in order to avoid any delay in case additional information is required by the FIA, such as additional tests, additional documentation, or even the possibility of an audit.

Exceptionally, re-homologation requests will be admitted after the expiration date but a penalty will apply. However, the limit for the extended period for the review and approval process will still be six months after the expiration date and there will not be

any approval issued beyond six months of the expiration date.

Example 1. Homologation approved in November 2008

- Expiration date: 30.11.2017
- Re-homologation period: from 01.06.2017 to 30.11.2017
- Extended period (penalty applies): from 01.12.2017 to 31.05.2018

Example 2. homologation approved in June 2012

- Expiration date: 30.06.2017
- Re-homologation period: from 01.01.2017 to 30.06.2017
- Extended period (penalty applies): from 01.07.2017 to 31.12.2017

A manufacturer will be able to request the re-homologation of all the products of the same type the homologations of which expire in 2017; this can be done at the same time with a single dossier.

2.2 Homologations approved after 01.01.2013

All homologations approved after 01.01.2013 will expire in the same calendar month, five years after the approval. Manufacturers will not be authorized to manufacture the products after the expiration date unless they are granted a re-homologation. The re-homologation process and dates will be same as in paragraph 2.1.

Example 3. homologation approved in August 2014

- Expiration date: 31.08.2019
- Re-homologation period: from 01.03.2019 to 31.08.2019
- Extended period (penalty applies): from 01.09.2019 to 29.02.2020

A manufacturer will be able to request the re-homologation of all the products of the same type, the homologations of which expire in the same calendar year; this can be done at the same time with a single dossier.

3. Re-homologation of re-branded products

Those homologations that were approved based on a re-branding agreement will also need to request a re-homologation within the time-frame defined in paragraph 2. In order for a re-homologation of a re-branded product to be granted, the Rebranding Distributor will need to send a re-homologation application form together with an original letter signed by the Manufacturer and the Rebranding Distributor indicating that they both agree to continue with their rebranding agreement for the product.

4. Costs

The re-homologation costs will be the same as for extensions to homologations.

If the re-homologation has been requested after the expiration date, a penalty will apply. In this case the fee will be double the normal re-homologation fee. For re-homologation requests arriving within the re-homologation period and which are complete, even if the approval is finalized after the Expiration date, the FIA will not apply any penalty).

If a manufacturer requests the re-homologation of several products of the same type with a single dossier, only one re-homologation fee will be charged.

5. Approval Criteria

The re-homologation assessment will be based on the manufacturer's declaration of its quality control (QC) system (option 1 below). An alternative process will be available for those manufacturers that do not have a quality control system in place, based on a new complete set of homologation tests at an FIA-approved test house (option 2 below). The manufacturers will need to choose between one of the two following options:

5.1 Option 1: Re-homologation based on manufacturer QC system

The manufacturer will need to send its ASN a re-homologation application form together with a declaration and explanation of their internal quality control system. The document must explain what type of control and traceability is being carried out in the materials and in the production, as well as what types of test are being done or how the quality of the product is assured. The FIA has been working with a group of representative manufacturers and ASNs to define minimum Quality Control requirements. An initial proposal was analyzed and received both positive and negative feedback exposing the fact that the requirements needed improvement. For this reason, the FIA has decided that all requests choosing this option 1 received by the 30.06.2019 will be studied case by case and minimum common requirements will be fixed to be adopted from 01.07.2019. There are several meetings scheduled over the next few weeks with ASNs and Manufacturers to agree on the minimum common requirements to be adopted from 01.07.2019 and we expect to communicate them before the end of August 2016. The FIA reserves the right to audit the manufacturer, in order to confirm the veracity of the quality control system declared.

5.2 Option 2: Re-homologation based on new test report

In the event that the manufacturer does not have a QC system in place, the manufacturer will be able to request a re-homologation by submitting the Re-homologation Application form together with a new complete homologation test report from an FIA-approved test house.

翻訳文

再公認手順 - 解説

1. 前書き

製造者の製品の公認には、当該製造者が公認された製品の設計、材質および製造の基本方法を変更しないことを保証することが必要とされる。しかしながら、長い年月の中で、製造者はその組織、製品の製造過程および素材提供者の変更により、製品の修正をせざるを得ない可能性に苦慮することがよくある。公認取得済みの製品の安定性を保証するために、製造者は内部的な品質管理体制を定めることが必要である。このような理由から、公認は5年間の期間についてのみ有効とされることが2012年に決定され、その期間経過後は、製造者は査定のために再度公認を提出し、確立されている基準に合致するのであれば再公認を得ることが必要となる。

2. 実施

再公認過程に関する時間枠を説明するため、以下2. 1項および2. 2項により、2013年1月1日以前および以降に承認を得た製品の申請期間が例証されている。

2.1 2013年01月01日以前に承認された公認

2013年01月01日以前に承認された再公認をされていない公認は、2017年に失効する。製造者は、当該製品が再公認されない限り、失効日以降それを製造することは認められない。公認は、最初の公認を取得した月と同じカレンダー月に失効する。

- ・例1 2008年11月に承認された公認：失効日は2017年11月30日

- ・例2 2012年06月に承認された公認：失効日は2017年06月30日
- ・例3 2011年05月に承認された公認：失効日は2017年05月31日

再公認は、失効日を迎える前に承認されるべきである。

製品の再公認を得るには、管轄のASNは製造者に代わって、それに必要な情報を記載した完全な書類一式と共にFIAへ再公認申請書式を送付すること。提供が必要な情報の説明が以下の5. 項に示されている。

FIAは、失効日の6ヶ月前から、再公認申請の受付を始める。FIAは、再公認申請を行う場合は、追加試験、追加資料あるいは検査要請の可能性も含め、その承認のために追加の情報がFIAに要求される場合に備えて、承認に遅れがでないよう、できるかぎり早く提出することを強く推奨している。

例外的に、再公認の申請が失効日を過ぎて受け入れられる場合もあるが、罰則は課される。しかしながら、再公認の検討と承認過程に認められる超過期間はそれでも失効日から6ヶ月であり、失効日を6ヶ月過ぎて後に承認が与えられることはない。

例1 2008年11月に承認された公認

- ・失効日：2017年11月30日
- ・再公認期間：2017年06月01日から2017年11月30日まで
- ・超過期間（罰則適用）：2017年12月01日から2018年05月31日まで

例2 2012年06月に承認された公認

- ・失効日：2017年06月30日
- ・再公認期間：2017年01月01日から2017年06月30日まで
- ・超過期間（罰則適用）：2017年07月01日から2017年12月31日まで

製造者は、2017年に失効する公認を得ている同じタイプのすべての製品の再公認を求めることができる。これは1つの書類一式にて同時に行うことができる。

2.2 2013年01月01日以降に承認された公認

2013年01月01日以降に承認された公認はすべて、承認から5年後の同一カレンダー月に失効する。製造者は、再公認が認められない限り、失効後の当該製品の製造は認められない。公認過程および日程は2. 1項と同じとなる。

例3 2014年08月に承認された公認

- ・失効日：2019年08月31日
- ・再公認期間：2019年03月01日から2019年08月31日まで
- ・超過期間（罰則適用）：2019年09月01日から2020年02月29日まで

製造者は、同じカレンダー年に失効する公認を得ている同じタイプのすべての製品の再公認を求めることができる。これは1つの書類一式にて同時に行うことができる。

3. 再ブランドされた (re-branded) 製品の再公認

再ブランド協定に基づいて承認された公認も、第2項で決められた時間枠の範囲で再公認申請の必要がある。再ブランドされた製品の再公認が認められるには、当該製造者と再ブランドディストリビューター両者が当該製品について再ブランド協定を継続することに合意したことを記した両者の署名の入った書簡原本と共に、再ブランドディストリビューターが再公認申請書式を送付する必要がある。

4. 費用

再公認費用は、追加公認 (extensions to homologations) と同じである。

再公認が失効日を過ぎて申請された場合、罰則が課される。その場合、料金は通常の再公認料の2倍となる。(再公認期間内に到着した、完成された再公認申請については、その最終的承認が失効日後になされたとしても、F I A は罰則を課さない)。

製造者が同じタイプのいくつかの製品について1つの書類一式にて再公認を申請する場合、再公認料金は1回のみ請求される。

5. 承認基準

再公認の査定は、当該製造者の品質管理 (Q C) システム (下記オプション1) の申告に基づいて行われる。Q C システムを実施していない製造者には、それに代えて、F I A 承認の実験施設における公認試験一式を新たに実施することに基づいて査定を行うことができる (下記オプション2)。製造者は以下の2つのオプションのいずれかを選択する必要がある：

5.1 オプション1：製造者のQ Cシステムに基づく再公認

製造者は、その内部の品質管理システムの申告と説明と共に管轄のA S Nへ再公認申請書式を送付する必要がある。書類に

より、材質および製品についてどのような種の管理がなされたか生産履歴管理が実施されているかが、実施された試験のタイプあるいは製品の品質がどのように保証されているかと共に説明されていなければならない。

F I A は代表製造者およびA S Nのグループと共に、最低限の品質管理要件を決定するために協力作業をしてきた。初期の提案が分析され、肯定的評価と否定的評価両方があり、それにより要件は改善が必要であることが判った。これにより、F I A は2019年6月30日までに受領したオプション1を選択するすべての申請はケースバイケースで検討され、最低限の共通要件は2019年7月1日から採用されるよう準備することを決定した。

2019年7月1日から採用される最低限の共通要件について合意するため、A S Nと製造者の会議がここ数週間に渡って予定されており、我々はそれらを2016年8月末前に伝える予定である。

F I A は、申告された品質管理システムの真实性を確認するために、製造者を監査する権限を留保する。

5.2 オプション2：新しい試験報告書に基づく再公認

製造者がQ Cシステムを実施していない場合、当該製造者はF I A承認の試験施設から出される新しい公認試験報告書一式と共に再公認申請書式を提出することによって再公認の申請を行うことができる。

車両公認一覧

[公示No.2016-076]

	会社名	車両名	型式	申請分類グループ	申請内容	JAF公認No
1	トヨタ自動車(株)	トヨタランドクルーザー	VDJ200	FIA-T2 新型	新型申請	FT-105
2	〃	〃	〃	FIA-T2 VO	ファイナルドライブ、ルーフベント	FT-105 VO 1/1
3	〃	ヤリス	NSP131	FIA-A 新型	新型申請	JA-229
4	本田技研工業(株)	CIVIC WTCC	FK1	FIA-A ER	エンジン(スロットル径公差誤記訂正)	JA-225 ER 23/14
5	〃	〃	〃	〃	ボディワーク・シャシー(ボディシエル)	JA-225 ER 24/15
6	〃	〃	〃	〃	エンジン(別ER前のインテークマニフォールド誤記訂正)	JA-225 ER 25/16
7	〃	〃	〃	〃	エンジン(インテークマニフォールド変更)	JA-225 ER 26/17
8	〃	〃	〃	〃	エンジン(ブロックおよびスリーブ変更)	JA-225 ER 27/18

※上記の車両公認申請は、現在、F I Aへ申請中です。発効日等のお問い合わせはJ A Fモータースポーツ部までお寄せ下さい。

V F : 供給変型、V O : オプション変型、V P : プロダクション変型、E T : 正常進化、E S : スポーツ進化、E R : 誤記訂正、V K : キットカー変型、K S : スーパー2000変型、W R : ワールドラリーカー変型、V R : グループR変型、E V O : 進化

登録車両一覧

[公示No.2016-077]

	会社名	JAF登録No	車両名	型式	原動機の型式	排気量(cc)又は定格出力(kW)	国土交通省指定番号	備考
1	本田技研工業(株)	JH-121	S660	JW5	S07A	658	17981	

上記は2016年7月4日付で承認されました。2016年7月5日より有効です。

	会社名	JAF登録No	車両名	型式	原動機の型式	排気量(cc)又は定格出力(kW)	国土交通省指定番号	備考
1	トヨタ自動車(株)	JT-165	86	ZN6	FA20	1998	17116	外観(前後ランプ、リヤスポイラー、バンパー等)(MT/AT)、エンジン及び減速比(MT)
2	富士重工業(株)	JF-165	スバル BRZ	ZC6	FA20	1998	17115	外観(前後ランプ、リヤスポイラー、バンパー等)(MT/AT)、エンジン及び減速比(MT)

上記は2016年8月23日付で承認されました。2016年8月24日より有効です。